

改正GX推進法について

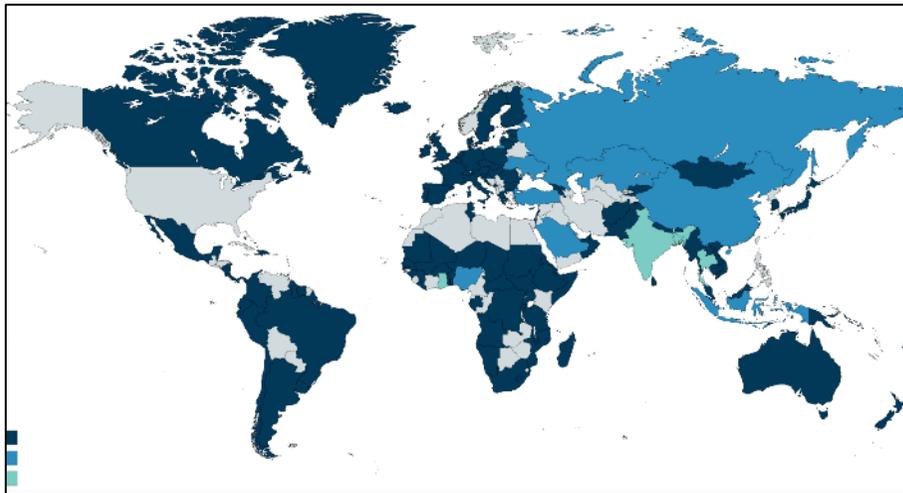
令和7年12月

経済産業省 GXグループ環境経済室

世界のカーボンニュートラル宣言の状況と、我が国のGX政策

- 第2次トランプ政権誕生後も、世界のカーボンニュートラル（CN）目標を表明する国は146カ国・地域であり、その世界全体のGDPに占める割合は、約7割。
- こうした中、我が国は、2050年カーボンニュートラルを宣言しており、2035年に温室効果ガスの2013年比60%減を目指すと表明。
- エネルギー安全保障の確保、経済成長・産業競争力強化を排出削減と共に実現していくGX（グリーントランスフォーメーション）を進めていく。

期限付きCNを表明する国・地域（2025年2月）



■ 2050年まで ■ 2060年まで ■ 2070年まで

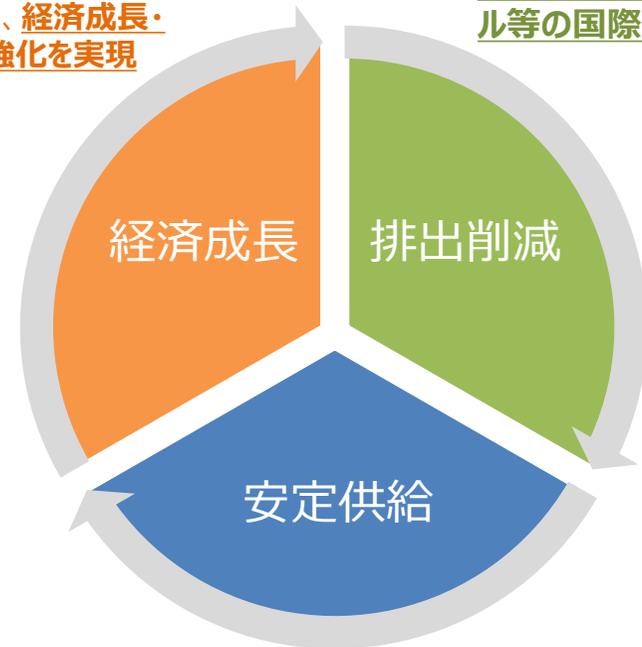
出所：各国政府HP、UNFCCC NDC Registry、Long term strategies、World Bank database等を基に作成

※国連に提出されている各国の長期戦略や各国のCN宣言に基づき、CNを宣言している国・地域を経済産業省がカウント（2025年2月13日時点）

※GDP：World Bank（2025）、World Development Indicators（2023）.を元にGDPをカウント。
2050CNを掲げた米国大統領令（バイデン政権時に制定）をトランプ大統領が2025年1月に撤回する前は、世界のカーボンニュートラル目標を宣言する国・地域の世界全体のGDPに占める割合は、約9割。

日本が強みを有する関連技術等を活用し、経済成長・産業競争力強化を実現

2050年カーボンニュートラル等の国際公約



- ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築

成長志向型カーボンプライシング構想

10年間で150兆円超の官民GX投資を実現。

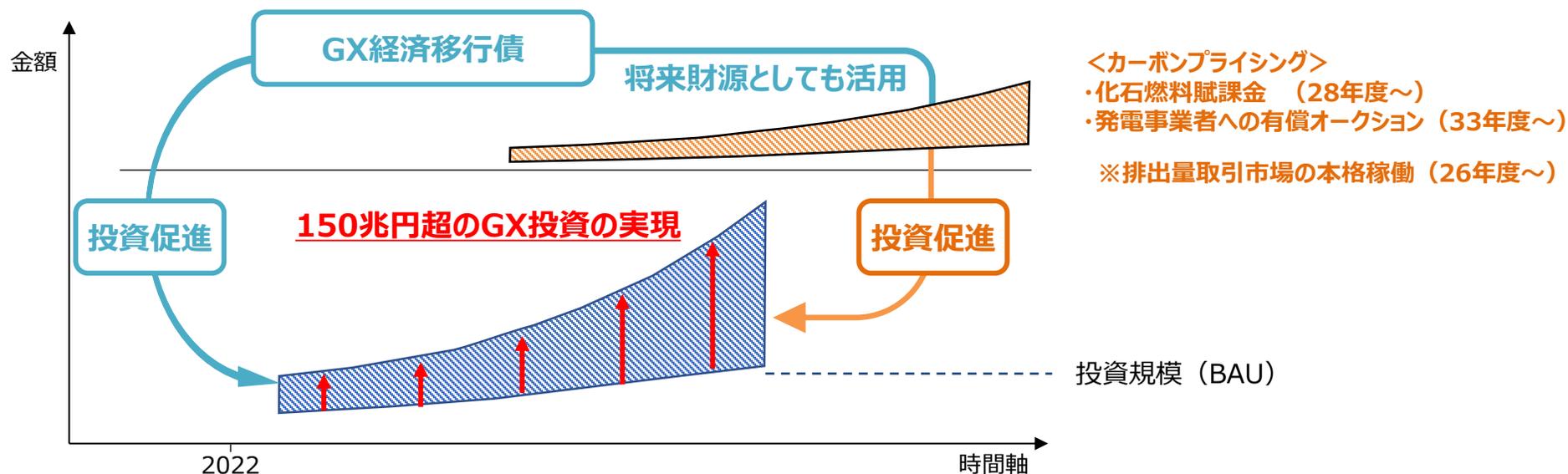
① 20兆円規模の大胆な先行投資支援

② **カーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入**

企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示
⇒ 早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す

③ **新たな金融手法の活用**

「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進



GX投資支援策の主な実行状況

革新技术
開発

既に
3兆円
規模を措置

- ・脱炭素効果の高い革新的技術開発を支援する「グリーンイノベーション基金」による代表例：
 - ①次世代太陽電池（ペロブスカイト）について開発を進め、25年から市場投入
 - ②水素還元製鉄について実証機導入は26年から開始予定
 - ③アンモニア専焼に成功し、マレーシアで26年から商用化（MOU締結）等
 - ※アンモニア船のR&D支援（加えて、ゼロエミッション船等への生産設備支援）あり
- ・革新的GX技術創出事業(GteX)により大学等における基盤研究と人材育成を支援
- ・電力消費を抜本的に削減させる半導体技術（光電融合）の開発支援 等

多排出産業
の構造転換

10年間で
1.3兆円～

- ・「革新電炉」等への製鉄プロセスの転換、ケミカルリサイクル・バイオリファイナリー・CCUS等

くらしGX

3年間で
2兆円～

- ・家庭の断熱窓への改修（住宅の熱の出入りの7割を占める窓の断熱性を強化）
- ・高効率給湯器（ヒートポンプ等）の導入
- ・電動車/蓄電池の導入支援 等

水素等

15年間で
3兆円～

- ・水素等の価格差に着目した支援策 等

次世代再エネ

10年間で
1兆円～

- ・年間数兆円規模の再エネ導入支援策（FIT/FIP制度）等に加え、
 - ・ペロブスカイト、浮体式洋上風力、水電解装置等のサプライチェーン構築支援と、ペロブスカイトの需要家向け導入支援(GI基金に加え、10年間で1兆円規模を措置)

中小企業・
スタートアップ^o等

3～5年間で
1兆円～

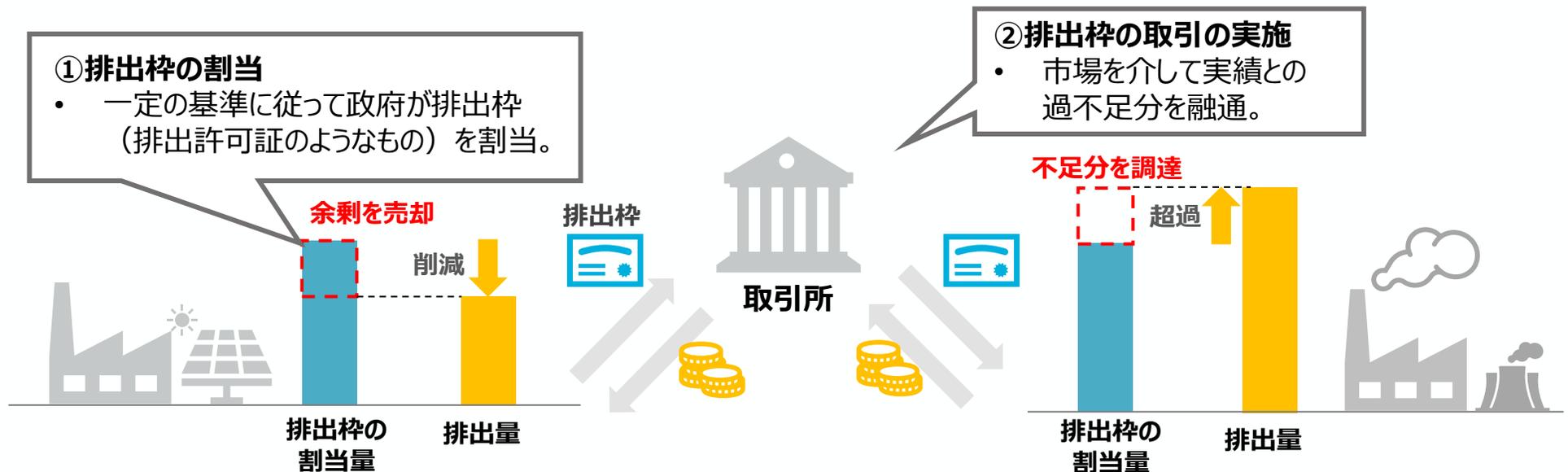
- ・中小企業等の省エネ支援（3年間で7,000億円規模を措置）
- ・GXスタートアップ支援（5年間で2,000億円規模を措置） 等

税制措置

- ・グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF、EV等の生産・販売量に応じた税額控除を新たに創設

排出量取引制度とは

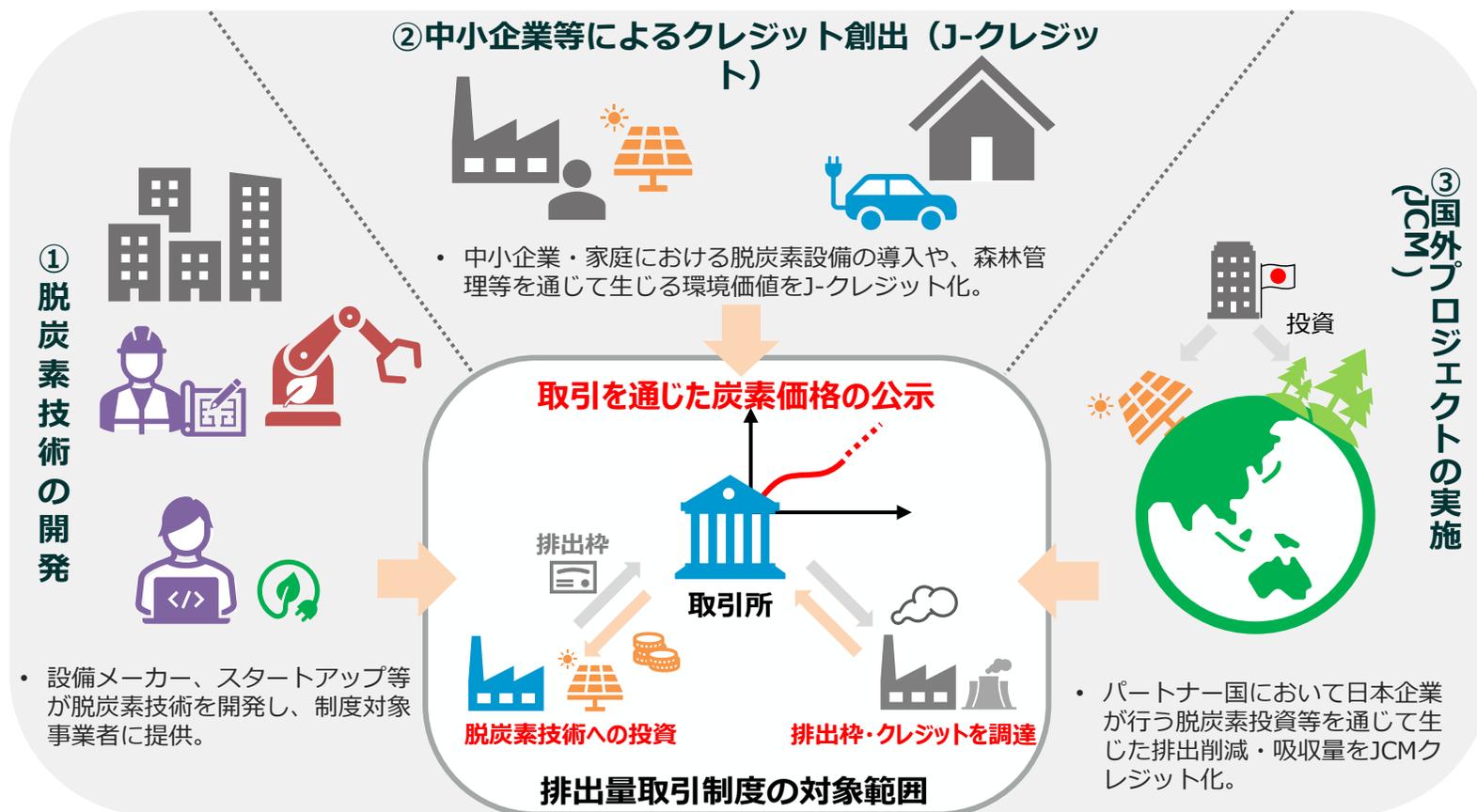
- 排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。
 - 政府は、一定の基準のもと、排出枠（※排出許可証のようなもの）を企業に割当。
 - 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
 - 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。



➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

【参考】炭素価格公示による投資促進効果

- 排出量取引制度を通じて脱炭素技術やクレジットの需要が拡大するとともに、炭素への値付けが行われ、その価格が公示されることで、制度対象者に留まらず社会全体での脱炭素投資が促進される。



我が国における排出量取引制度の段階的な発展

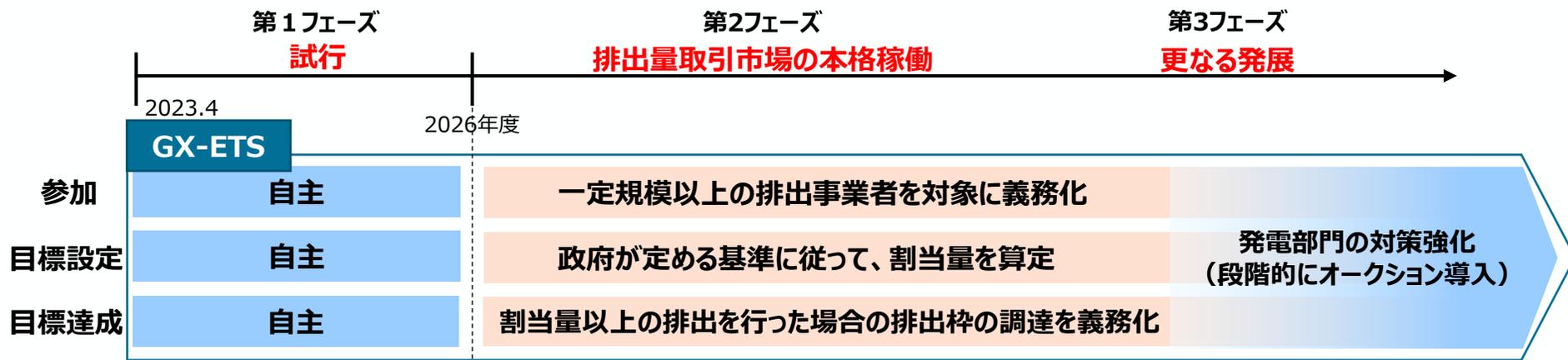
GX推進の観点からGX推進戦略に基づき**20兆円規模先行投資支援を行うと同時に**、GX投資の促進が特に重要な**多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入**することとしている。

具体的には、

- **2023年度**より、自主参加型の枠組みである**GXリーグ**において、**排出量取引制度を試行的に開始**。
- **2026年度**からは、より実効可能性を高めるため、**排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）**。
- **2033年度**からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、**発電部門について段階的にオークション※を導入**。 ※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

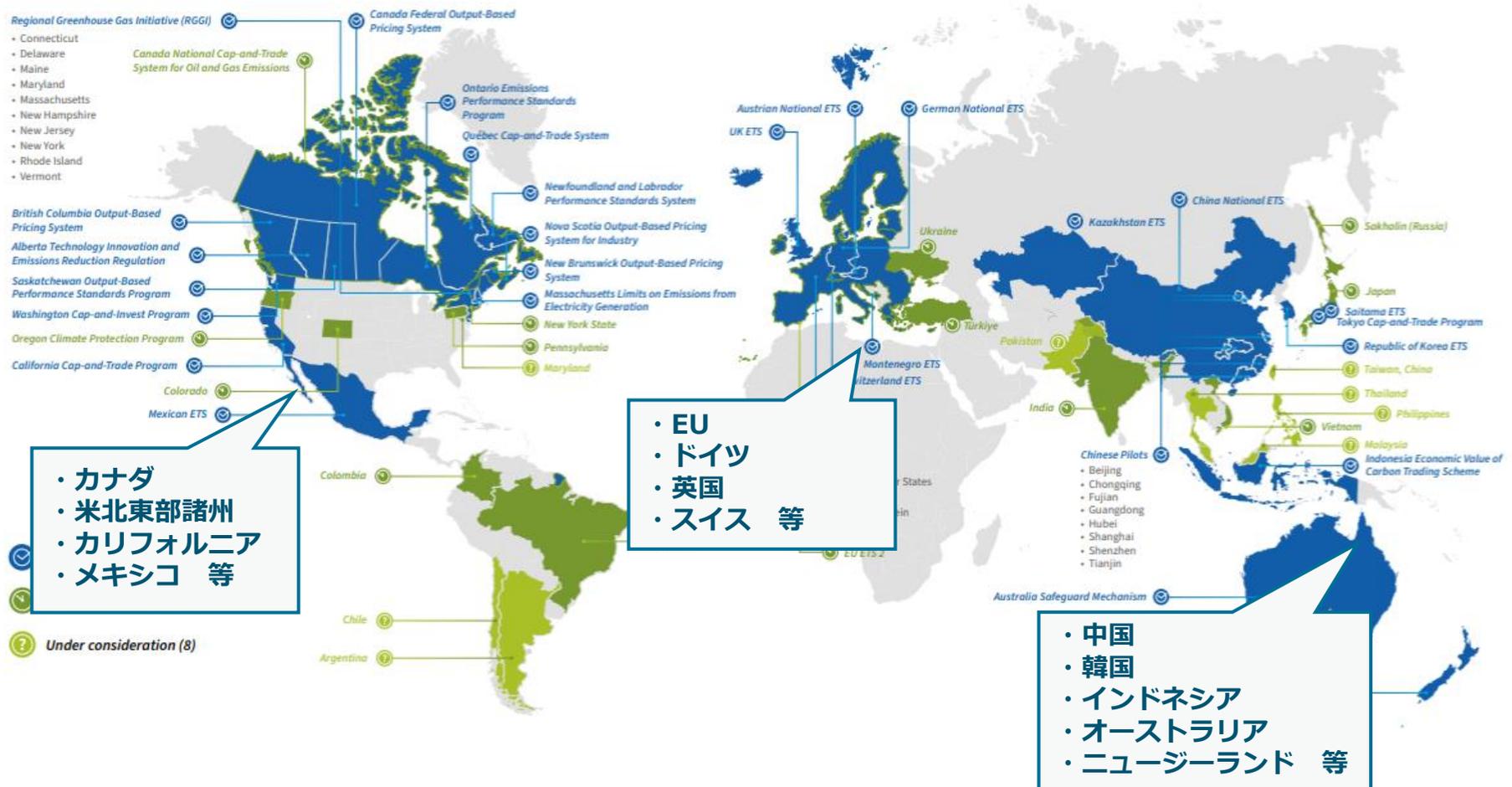
※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



ETS導入状況

現在、**36の国・地域で排出量取引制度が導入**されており、14の国・地域で導入が検討されている（2024年時点）。**GDPベースでは、世界全体の58%をカバー**。



化石燃料賦課金について

- 化石燃料賦課金は、排出量取引制度と並ぶ「成長志向型カーボンプライシング」のための措置であり、**GX推進法に基づき2028年度から導入**。
- **石油石炭税と同様に、化石燃料の輸入者等に対して、輸入する化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額**を、輸入時に賦課するもの。
- **エネルギーに係る負担を中長期的に減少させていく中で導入**することとされ、**負担水準がこの範囲内に収まるよう、毎年度単価を政令で設定**。

化石燃料賦課金額の算出方法



注 : 政令で決定

- 
- 上記計算式で計算された費用を化石燃料（原油・天然ガス・石炭等）の輸入事業者が支払う
 - そのコストを**輸入事業者が化石燃料ユーザー（製造業・電力等）に転嫁することで、広く社会全体で化石燃料利用コストを負担**

改正GX推進法に基づく排出量取引制度の全体像

- 本年5月に、2026年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度への参加を義務化することを定めた改正GX推進法が成立。

① 制度対象者

- CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。

② 移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。

→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

③ 排出枠の保有義務

① 排出枠の割当ての申請

- 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
- 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。

② 排出量の算定・報告

- 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③ 排出枠の保有

- 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。

④ 不履行時の扱い

- 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

④ 価格安定化措置

- 政府は、**排出枠の上下限価格**を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、**上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。**
- 一定期間以上、**市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化**を検討。

⑤ 排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進機構が市場を設置・運営することとする。
- 制度対象者に加え、①カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者や、②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者の市場参加を認める。

排出枠の割当ての実施指針

<実施指針の策定>

- 経済産業大臣は、以下を内容とする排出枠の割当ての実施に関する指針を定める。

実施指針の概要

業種別の基準	
主務省令で指定する 事業活動 ※エネルギー多消費分野等を想定	業種別ベンチマークによる割当て（基準生産量 × 目指すべき排出原単位の水準）
その他の事業活動	グランドファザリング（年率削減方式）による割当て（基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率)

以下の事項を事業者ごとに個別に勘案

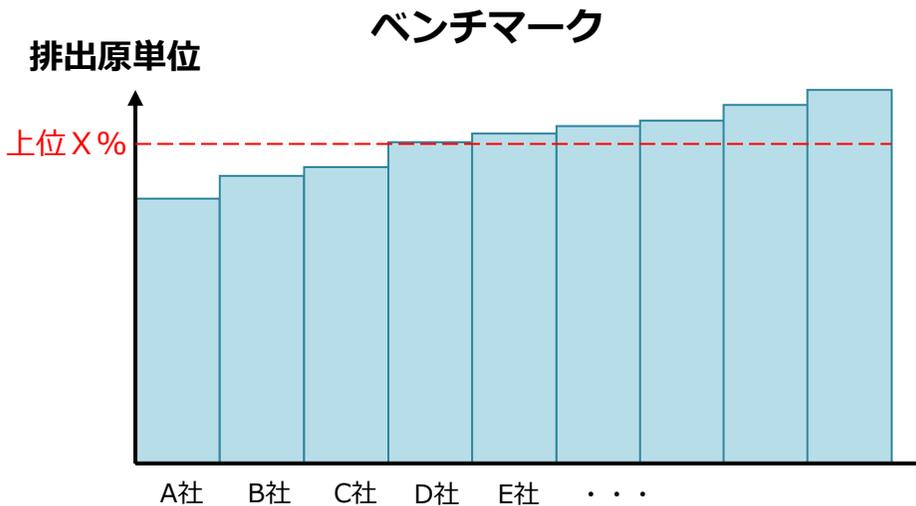
+

その他の勘案事項

① 早期の削減努力	制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を勘案して、割当量を加算。
② 製造拠点の国外移転のリスク	国外移転の可能性がある財（貿易材）の製造業に属する事業者について、収益に占める排出枠調達コストの割合を考慮して割当量を加算。
③ 研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、割当量を加算。
④ 活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

【参考】排出枠の割当：ベンチマークとグランドファザリング

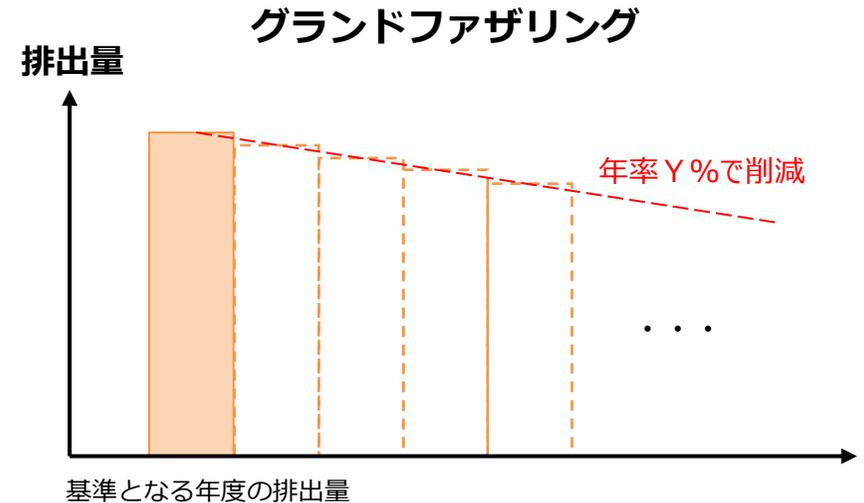
- 特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定め、これに基づいて企業ごとの割当量を決定。
- ベンチマークの水準は、業種ごとに、各社の製品生産量あたりの排出原単位を比較し、同業種内の上位X%に相当する水準としてそれぞれ定めることで、業種ごとの代替技術の導入状況等を考慮する。
- ベンチマークの設定が困難な業種については、基準となる年度の排出量に一定の削減率を乗じるグランドファザリング方式によって割当量を決定。



- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{目指すべき排出原単位}$$

※上位X%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。



- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均）に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率})$$

【参考】ベンチマーク検討対象業種の選定

- 製造業ベンチマーク検討WGにおける検討対象業種としては、業種毎の排出量の規模等の観点から、10業種程度を選定（発電BMや他省庁所管業種については別途検討。）。
- 制度対象事業者の排出のうち、8割以上がベンチマークによる割当ての対象となると見込まれる。

検討対象業種選定の考え方

①排出量の規模

- 日本全体に占める排出量の割合が多い業種について、優先して検討を行う。

②原料由来の排出の有無

- ①に加え、原料由来の排出が大きい業種については、削減率の設定にあたって、特に業種特性を考慮する必要があると考えられることから、優先的に検討を行う。

③比較・分析可能性

- 上記①②を踏まえたうえで、分析を行うにあたって必要な数以上の国内事業者が存在する業種について検討を行う（特定の事業者のみが行っているような事業は検討の対象外。）。

令和7年度検討対象（製造業）※暫定

- ①石油精製業、②高炉製鉄、③電炉普通鋼、④電炉特殊鋼、⑤石油化学工業、⑥カーボンブラック製造業、⑦紙パルプ製造業、⑧セメント製造業、⑨石灰製造業、⑩自動車製造業 等

排出量取引制度小委員会

- GXリーグの見直しに我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- 本年5月には、2026年度から一定規模以上の排出を行う事業者を対象に排出量取引制度を義務化することを定めた改正GX推進法が成立。
- 本小委員会では、**改正GX推進法に基づく排出量取引制度の適用開始に向けた詳細設計について審議を行うこと**を目的とする。

主な審議事項

- 2026年度の制度開始にあたって必要な制度上の措置
 - 割当に係る政府指針
 - 排出量の算定方法の詳細
 - 上下限価格の水準
 - 市場の運営の在り方 等
- 上記詳細事項の見直しや将来的な発展の方向性 等

委員案

※敬称略/五十音順

- 秋元 圭吾 (公財)地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ
グループリーダー・主席研究員
- 有村 俊秀 早稲田大学政治経済学術院 教授・環境経済経営研究所 所長
- 池田 三知子 (一社)日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長
- 上野 貴弘 (一財)電力中央研究所 社会経済研究所 研究推進マネージャー (サステナブル) 上席研究員
- 大橋 弘 東京大学 副学長・大学院経済学研究科 教授
- 高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授
- 富田 珠代 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長
- 望月 愛子 株式会社経営共創基盤 (I G P I)
共同経営者取締役 C F O
- 諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科 教授
- 吉高 まり (一社)パーチュデザイン 代表理事
(オブザーバー) 日本商工会議所、GX推進機構、関係省庁

※2025年6月23日時点

【参考】GXリーグ見直しの方向性

- GXリーグは、カーボンニュートラルに向けて意欲的に取り組む企業が集まる枠組み。2026年度からは排出量取引制度の本格稼働に伴い、GX投資やGX製品・サービスの創出が進んでいくことが期待される。
- そのため、今後は、GX製品・サービスの需要創出に向けて、GXリーグの枠組みを最大限活用して、排出量の多寡を問わず、GX製品・サービスの需要創出に向けて意欲的に取り組む企業が参加する枠組みへと刷新し、先行する優良事例の横展開や業界横断的な課題解決の取組を進め、我が国のGXを大きく牽引する取組として後押ししていく。
- このため、需要創出に効果的な取組（GX製品・サービスの積極調達・販売等）と方向性を具体化すべく、研究会において議論してきたところ。

